

家計消費状況調査の実施状況について（未定稿）

平成 19 年 2 月 26 日

調査の概要

家計消費状況調査は、家計調査を補完するものとして、家計において購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費や I T 関連消費の実態を安定的に捉え、個人消費動向の一層の的確な把握に資することを目的として、平成 13 年 10 月以来、民間委託により始められたものである。

調査の期間	： 毎月（調査世帯は 1 年間継続して調査）
調査の対象	： 全国 3 万世帯（全国 3 千地点）
調査事項	： 世帯に関する事項、特定の商品・サービス（合計 64 品目）の 1 か月間の支出金額 など
調査の方法	： ・ 調査員による留置き調査法及び郵送調査法の併用 ・ 調査員（750 名）は、1 名あたり 4 つの調査地点を担当し、それぞれの調査地点で 10 世帯（うち 1 世帯は単身世帯）を調査
結果の公表	： 調査月の翌々月上旬に速報を、中旬に確報をインターネットで公表
結果の利用	： ・ 消費動向の更なる的確な把握のため、購入頻度が少ないために振れが大きい高額商品等について家計調査を補完 ・ QE（四半期別 GDP 速報値）の推計に利用
特 徴	： ・ 家計簿に記入する形式である家計調査と比べ、予め固定項目が印刷された調査票形式のため、記入者負担が少ない ・ 労働力調査が、市町村を超えて調査地点が変更されるため調査員を選任し直す必要があるのに比べ、調査地点の移動を同一市町村内としていることから調査員確保が容易
民間委託の経緯	： 都道府県に対して新たな事務負担をかけないこと、承認統計であること、調査票が簡易であること等を総合的に判断し、民間委託による実施を決定

調査の実施状況

(1) 調査開始時の委託業者の決定方法等

入札の方法 : 一般競争入札により業者を決定

業務委託の範囲: 調査の実査から製表までを包括的に委託

業務の質の確保: 調査世帯の確保及び訪問による調査票の回収については100%、また、郵送による調査票回収の有効回収率は、70%以上の目標値を設定

なお、秘密の保護等については、調査関係書類及び用品を委託した業務以外に使用しない旨の誓約書を提出させるとともに、情報の管理規程の作成を指示

(2) 当初の業者における実施状況

不正行為発生前まで

- 平成 17 年 6 月分までの回収率は、訪問回収 85%以上、郵送回収 7 割弱で概ね安定的に推移していた（3 万世帯のうち、訪問回収 1 万世帯、郵送回収 2 万世帯、これらの世帯は毎月、ローテーションで変更している）。

不正行為の発生

- 平成 17 年 8 月に調査員による不正行為が発覚した。
（不正行為の内容）
調査期間の途中で世帯から拒否の申し出があったにもかかわらず、調査継続世帯約 2 万 7 千世帯のうち 52 世帯（全体の 0.2%）について、そのまま調査を継続していたかのように装って調査員が調査票を作成・提出していた。
- 調査継続中の全調査客体への電話監査実施（17 年 6・7 月分）不正行為公表（17 年 9 月）を経て、回収率は 17 年 6 月分から 10 月分までの間に、訪問回収で 4.3 ポイント、郵送回収で 3.5 ポイント、全体で 3.8 ポイント低下した。
- この間、不正行為の実態の調査等のため、17 年 6 月分の確報を 2 か月間、同 7 月分について 1 か月間、公表を延期した。これらについては、不正行為の全容を把握した後、不正に作成された可能性のある調査票を除外して集計を行い 17 年 10 月に公表した。（その後、16 年 7 月分まで遡及集計を実施し、17 年 12 月に公表した。）

(3) 業者の切替時の状況

新業者決定までの措置等

- ・ 不正行為を受け、旧業者との契約は平成 17 年度一杯で打ち切ることとした。
- ・ 調査開始時に応札実績のあった調査会社等へのヒアリングの結果、単独で確実に受託できる事業者の存在が危ぶまれたこと、及び不測の事態に備えた危険分散のため、結果表の作成・審査に係る業務を除き、2社に分割して発注することとした。
- ・ その他、基本的な調査方法は維持しつつ、以下の点を変更した。
(変更点)
 - ・ 監査の新規実施 (新業者及び統計局で実施)
 - ・ 結果表の作成・審査は統計センターに委託
 - ・ 世帯への訪問回収の回数を 4 回から 3 回に変更
 - ・ 上記の結果、訪問回収は 7500 世帯、郵送回収は 22500 世帯へと変更
 - ・ 調査員の負担軽減策 (調査期間 (一年) の延長容認及び訪問回収の目標率変更 (90%))
- ・ 18 年 1 月に一般競争入札を実施した結果、1 社が落札したが、残る 1 社については、3 社が参加して再度入札 (予決令 82 条) を行ったが落札者がなかったため、不落随意契約 (予決令 99 条の 2) により 1 社と契約した。

業者切替時に生じた問題

- ・ 訪問回収の世帯への業者変更案内配布 (17 年 11 月分 ~ 18 年 2 月分)、業者切替実施 (18 年 3 月分) を経て、回収率は 17 年 11 月分から 18 年 4 月分までの間に、訪問回収で 9.8 ポイント、郵送回収で 11.4 ポイント、全体で 12.5 ポイント低下した。
- ・ 旧業者からの継続調査世帯を中心に、平成 18 年 2 ~ 4 月にかけて、調査世帯から統計局への苦情・拒否の申出が多数寄せられた。

(4) 新業者における実施状況

- ・ 回収率は切替時に比べるとやや持ち直したものの、訪問回収で約 70%、郵送回収で 50% 強、全体で 60% 弱と、以前の水準には及ばない。また、現在の 2 社の間でも回収率の水準及び傾向に大きな相違が見られる。
- ・ 記入状況については、新旧業者間での評価基準が異なることから、正確な比較は困難である。ただし、新業者間でみると大きな差は認められない。

業者の実施体制

- 新業者の落札金額、資本金、社員数、登録調査員数等の比較

	新業者 A	新業者 B	旧業者
契約金額 (消費税抜き)	267 百万円 (平成 18 年度)	300 百万円 (平成 18 年度)	556 百万円 (平成 17 年度)
資本金	12 百万円	100 百万円	170 百万円
社員数	35 名	110 名	32 名
登録調査員数	1000 名	900 名	700 名

- 新旧業者間では、支社の有無や社員数などについては違いが見られる。調査員の質については、調査員の経歴等について情報を入手することが困難であることから、正確な比較は難しい。

家計消費状況調査の実施状況から示唆される課題（例）

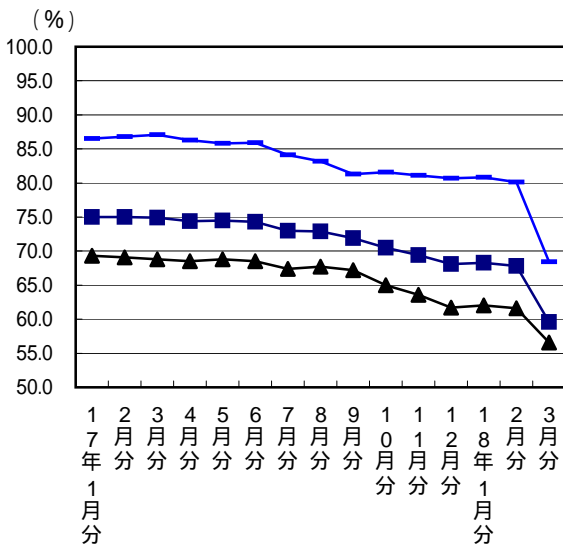
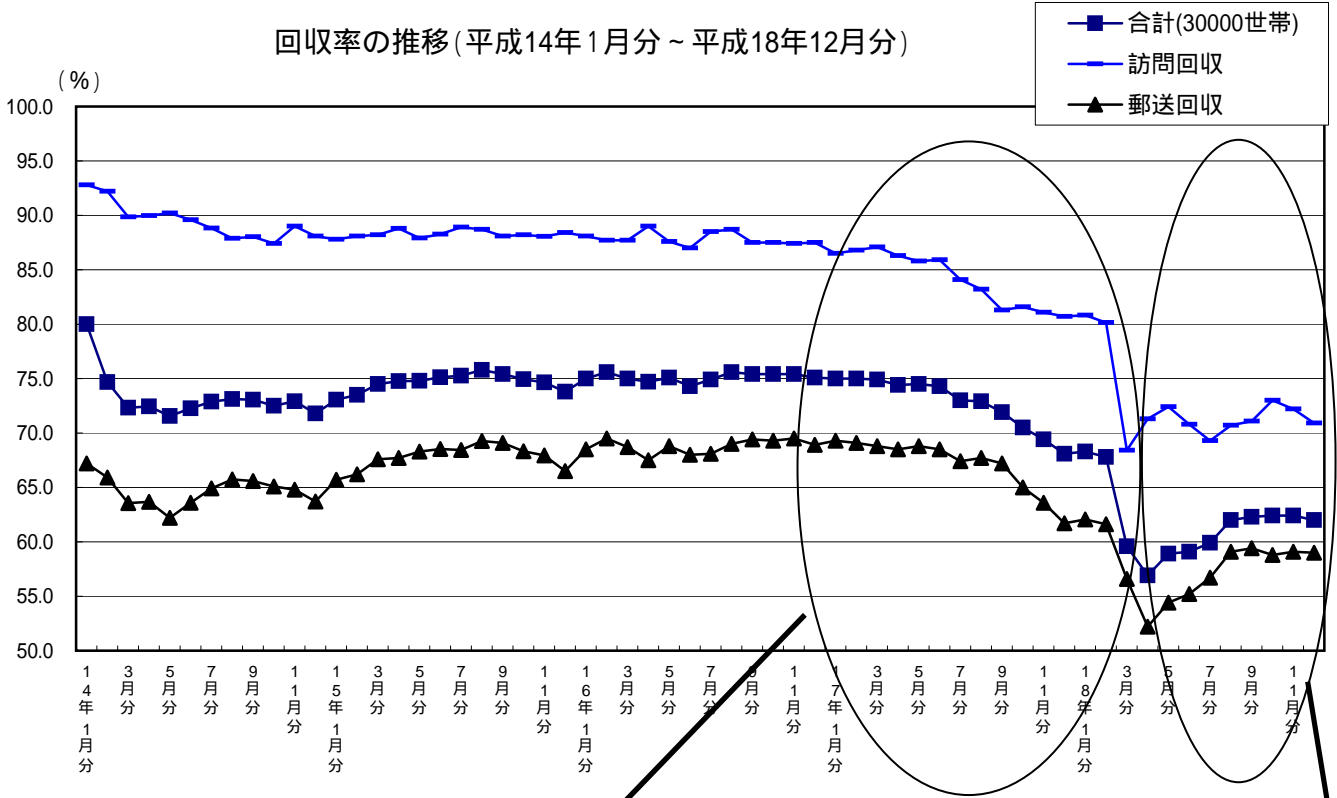
契約上、回収率の目標を示すのみでは十分な回収率の向上は実現できていない。回収率改善のための効果的なインセンティブの在り方について検討することが必要。

民間事業者が雇用している調査員の質について、評価・把握する方法の検討が必要。

同一世帯の調査期間中の委託業者の変更は避けることが必要。

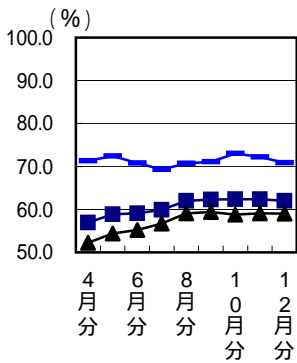
ごく一部の調査員であっても不正行為を起こすことのないよう、効果的な内部統制やモニタリング等の仕組みが必要であるとともに、万一の場合のリスクに留意することが必要。

回収率の推移(平成14年1月分～平成18年12月分)



回収率の低下要因

- 平成17年4月(3月分の回収月):
個人情報保護法の適用開始
- 平成17年8月～9月(7・8月分の回収月):
調査継続世帯(約27000世帯)への電話監査実施
- 平成17年10月(9月分の回収月):
不正行為の事実を公表(記者発表及び統計局HP)
- 平成17年12月～18年3月(11月分～2月分の回収月):
訪問回収の世帯へ業者変更の案内の配布を開始
- 平成18年4月(3月分の回収月):
委託業者の切り替えを実施



回収率低下時の対応(委託業者への指導)

- 平成18年1月:
17年度委託業者に対し、回収率向上のための対応策の策定及び実施を指示
- 平成18年7月:
18年度委託業者に対し、回収率向上のための対応策の策定及び実施を指示
- 平成18年10月:
その後も回収率の向上が見られないため再度、向上案の提示及び実施を指示

調査世帯から統計局への電話件数

